

地方交付税法等の一部を改正する法律要綱

第一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

一 地方交付税の総額の特例（地方交付税法附則第四条及び第四条の二並びに特別会計に関する法律附則第四条、第九条から第十一条まで及び第十二条の四関係）

- (一) 令和五年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、法定加算額百五十四億円及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額二千二百億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額一兆三千億円、同特別会計借入金利子支払額五百七十二億円並びに平成二十年度分、平成二十一年度分、令和元年度分及び令和二年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額のうち、令和五年度分の地方交付税の総額から減額することとされていた額二千四百六十億七千七百万二千円及び令和六年度以降の地方交付税の総額から減額することとされていた額のうち四千九百二十億円を控除した額とすること。

- (二) 交付税及び譲与税配付金特別会計借入金について、令和五年度の償還額を増額し、令和三十五年度

までに償還することとする。

二 基準財政需要額の算定方法の改正（地方交付税法第十二条、第十三条、附則第六条、第六条の二及び別表関係）

(一) 地域社会のデジタル化の推進に要する経費の財源を充実するため、「地域デジタル社会推進費」の期間を令和七年度まで延長すること。

(二) こども・子育て支援施策の充実、児童虐待防止の充実、保健所の体制強化、障害者の自立支援の充実、介護給付の充実に要する経費の財源を措置すること。

(三) 看護、介護、保育、幼児教育等に係る人材の処遇改善等に要する経費の財源を措置すること。

(四) 特別支援教育、私学助成等教育施策に要する経費の財源を充実すること。

(五) 光熱費の高騰を踏まえ、学校、福祉施設、図書館、文化施設等の地方公共団体の施設の光熱費の財源を充実すること。

(六) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。

(七) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

三 基準財政収入額の算定方法の特例（地方交付税法附則第七条の四関係）

令和五年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の百分の七十五の額を加算する特例を設けること。

四 特定被災地方公共団体に係る普通交付税の算定方法の特例（地方交付税法附則第九条の二関係）

令和五年度において、特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関し、必要な特例措置を設けること。

五 震災復興特別交付税に関する特例（地方交付税法附則第四条及び第十一条から第十五条まで関係）

(一) 震災復興特別交付税に充てるため、令和五年度分の地方交付税の総額に六百五十四億百七十二万円を加算すること。

(二) その他震災復興特別交付税に関する所要の特例を設けること。

六 その他所要の改正

第二 地方財政法の一部改正

令和五年度から令和七年度までの間に限り、臨時財政対策債を発行することができることとする。

(第三十三条の五の二関係)